

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 三種町

令和7年6月30日

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.1%
全職員	72.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	97.1%
本庁係長相当職	98.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.0%
31～35年	95.9%
26～30年	95.2%
21～25年	101.2%
16～20年	97.0%
11～15年	100.1%
6～10年	104.9%
1～5年	89.3%

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職については、該当職員がいないため「—」を記載。
- ・短時間勤務職員の職員数は、常勤職員の所定勤務時間（38.75時間／週）で割落とした人数を用いている。
- ・世帯主や住居の契約者となっている男性に扶養手当や住居手当を支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は87%、住居手当は74%である。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、会計年度任用職員・再任用職員がいるが、そのうち他の職に比べて給与の高いフルタイム会計年度任用職員は全て女性のため、差異が大きくなっている。
- ・勤続年数1～5年の区分については、管理職として出向してきている男性職員が含まれているため、差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。